



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

947	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
948	〃	(〃)..... 2
949	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 2
950	毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課)..... 3
951	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 4
952	〃	(〃)..... 4
953	〃	(〃)..... 4
954	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(〃)..... 5
955	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 5
956	〃	(〃)..... 6
957	〃	(〃)..... 6
958	〃	(〃)..... 7
959	建設業の許可の取消し	(技術調査課)..... 7
960	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 7
961	〃	(〃)..... 8
962	〃	(〃)..... 8
963	〃	(〃)..... 9
964	〃	(〃)..... 9
965	〃	(〃)..... 9
966	〃	(〃)..... 10
967	〃	(〃)..... 10
968	自転車歩行者専用道路の指定の解除	(道路保全課)..... 10
969	道路の区域変更	(〃)..... 11
970	道路の区域決定	(〃)..... 11
971	自転車歩行者専用道路の指定	(〃)..... 12
972	道路の供用開始	(〃)..... 12
973	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会)..... 12

告 示

和歌山県告示第947号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年9月10日まで縦覧に供する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成30年8月8日
- 2 名称
特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら
- 3 代表者の氏名
武石正博
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県有田郡湯浅町吉川129番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第948号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年9月10日まで縦覧に供する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成30年8月9日
- 2 名称
特定非営利活動法人よりみち
- 3 代表者の氏名
坂上文雄
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降613番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不登校やひきこもり、障がい等を持っているため、一般的な就職による社会的自立が困難になっている当事者に対し、相談、助言をおこないつつ、居場所や中間的就労の場を提供し、社会参加を支援する。また、観光や農業など地域産業の振興をはかり、当事者が働くための仕事おこしをおこなっていく。
さらに不登校やひきこもり、障がいについての啓発や学習活動を行い、住民による当事者への支援や交流の場をつくることで、人にやさしいまちづくりをめざし、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第949号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問	指 定

		(薬局は除く。)	看護ステーション等の名称	年月日
株式会社くまの薬局御坊店	御坊市菌263-3 小林ビル1F	—	橋本清史	平成30.8.1

和歌山県告示第950号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成31年2月3日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島1-5-47

(2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

(1) 一般

(2) 農業用品目

(3) 特定品目

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込みの手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成30年9月28日（金）から同年11月5日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

また、和歌山県ホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/siken/dokugeki_siken15.html）からダウンロードすることができる。

(2) 受験申込書の受付期間

平成30年10月22日（月）から同年11月5日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に (3) に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成30年11月5日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により業務課宛て行うこと。

和歌山県告示第951号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシンピットワン和歌山店
和歌山県和歌山市中島字西ノ浜368他
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第418号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第952号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョーシン新和歌山店
和歌山県和歌山市手平三丁目1番43号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第419号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源和歌山インター店・（仮称）ホンダオートテラス和歌山北インター
和歌山県和歌山市田屋138番地外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第420号
- 3 意見の概要
(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
(2) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
(3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
(4) 通学路の安全確保に十分注意してください。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第954号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源粉河店
和歌山県紀の川市粉河785番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成30年和歌山県告示第421号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第955号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第956号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第957号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第958号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第959号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 平成30年8月14日

2 取消処分を受けた者

(1) 商号 有限会社ミナミデ工業所

(2) 代表者氏名 南出静男

(3) 主たる営業所の所在地 紀の川市貴志川町丸栖900番地2

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-27）第15289号

3 取消しの原因となった事実

取締役は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役10月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第960号

和歌山県海南市阪井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19

条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月21日から平成30年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市阪井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市阪井の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第961号

和歌山県海南市孟子・七山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月21日から平成29年12月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市孟子・七山の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市孟子・七山の各一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第962号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区

- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第963号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園久木の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第964号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第965号

和歌山県日高郡日高川町大字早藤の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年2月9日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字早藤の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字早藤の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第966号

和歌山県有田郡有田川町大字沼谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字沼谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字沼谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第967号

和歌山県有田郡有田川町大字中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成26年9月1日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字中の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年6月6日

和歌山県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づく自転車歩行者専用道路の指定を次のように解除するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定を解除する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市畑毛字兼子坪328番1地先から同市畑毛字兼子坪321番3地先まで	4.00 } 4.00	179.25	

- 4 指定を解除する期日 平成30年8月24日

和歌山県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市畑毛字兼子坪328番1地先から同市畑毛字兼子坪321番3地先まで	旧	4.00 } 4.00	179.25	

和歌山県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市畑毛字兼子坪328番1地先から同市宮字宮ノ内202番1地先まで	新	6.00 } 10.83	700.00	

和歌山県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市畑毛字兼子坪328番1地先から同市宮字宮ノ内202番1地先まで	6.00 } 10.83	700.00	

- 4 指定する期日 平成30年8月24日

和歌山県告示第972号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
 路線名 紀の川自転車道線
 供用開始の区間 岩出市畑毛字兼子坪328番1地先から同市宮字宮ノ内202番1地先まで
 供用開始の期日 平成30年8月24日

和歌山県告示第973号

平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年8月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山工業高等学校
和歌山市西浜三丁目6番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月1日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額1,076,760円（うち消費税及び地方消費税の額79,760円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年6月15日